

新型コロナウイルス感染症の対応に関する重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、各都道府県の「帰国者・接触者相談センター」へご連絡下さい。

ご相談され、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には「帰国者・接触者外来」が紹介されますので、紹介された医療機関を受診下さい。

●相談窓口

区分	場所	電話番号
平日	西部東保健所	(082) 422-6911
夜間・休日	広島県感染症・疾病管理センター	(082) 513-2567

●御相談いただく目安

風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く方。 (解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方。
国内、国外問わず、「新型コロナウイルス感染症」が発生している地域への訪問歴がある方 又は「新型コロナウイルス感染症」を発症した方との濃厚接触※がある方。

※濃厚接触とは

「患者(確定例)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する方。

- ア) 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった方。
- イ) 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた方。
- ウ) 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方。
- エ) その他: 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった方。
(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)

●外来予約受診、又は当院を受診される方へお願い

発熱や咳、だるさなどがある場合は受診の前に必ず電話連絡をお願いいたします。

ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

医療法人社団仁慈会 安田病院
病院長 前田貴司

参考資料

・厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html